特　記　仕　様　書

（清掃業務）

1　実施場所

本業務を実施する場所及びその面積は、基本仕様書別図（ただし、建物外を除く。）及び別表１のとおりである。

なお、面積については、目安であることに留意すること。

2　定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 入院病棟　中央棟５階から８階、西棟５階から９階及び東棟５階から９階

⑵ 外来病棟　中央棟１階放射線診断科、放射線技術部、中央棟地下２階放射線治療科、西棟１階入院支援室、西棟１階内視鏡センター及び東棟１階から４階

3　業務の内容

本業務の内容は、次に掲げる各業務のとおりである。

⑴　清掃

⑵　ごみの回収及び運搬

⑶　当直室のベッドメイキング等

⑷　医局給水器への補水等

⑸　試験管等洗浄及び運搬等

⑹　その他清掃に関する付帯業務

4　清掃

⑴ 清掃の種別

清掃の内容は、次に掲げるとおりである。

ア　日常清掃

日又は週単位で行う、床、壁（汚れがある場合に限る。）、トイレ、浴室、手すり、カウンター及び待合室の椅子等のモップ、箒及び掃除機によるちり及びごみの除去並びに雑巾による水拭き等の日常的な清掃。

なお、体液等（血液、精液、嘔吐物及び排泄物等をいう。以下同じ。）が飛散した場合には、感染に十分注意のうえ、拭き取り及び消毒を行うこと。

イ　定期清掃

月又は年単位で行う、床面のワックス塗布、薬品による洗浄及び研磨並びにガラス、ブラインド及び網戸の清掃等の日常的な清掃によっても蓄積される汚れや日常的には実施が難しい箇所の清掃。

⑵ 日常清掃

ア　実施日時、頻度及び配置人数

(ｱ)　本業務の各施設における実施日時及び頻度は、原則として別表２－１のとおりである（別表４の当直室等を除く。）。ただし、実施時間は、この仕様書に別に定める場合を除いて、実施時間内に各施設で従業員が常駐することを示すものではなく、従業員が実施時間内に清掃を完了し、清掃完了後も患者の退院等の理由による発注者の求めに応じて実施しなければならない時間を示すものである。

なお、土曜日が祝日と重複する場合には、年末年始を除き、土曜日として取り扱うものとする。

(ｲ)　各施設の清掃を実施する従業員の配置人数については、当院の建物面積のほか、実施時間における繁忙期を考慮のうえ、必要かつ十分な人員を配置すること。

(ｳ)　(ｱ)ただし書き中の発注者の求めが、実施時間終了の１０分前までにあり、実施時間内にその清掃を完了できない場合でも、受注者は実施時間終了後も３０分間に限り、清掃すること。

(ｴ)　診療等を理由に実施時間が前後する場合があることに留意すること。また、実施時間の変更について、発注者から要望があった場合には、受注者は柔軟に対応するよう、努めること。

(ｵ)　受注者は、別表２－１に定める清掃しない日が連休により連続する場合には、臨時に清掃すること。ただし、次に掲げる事項に留意して清掃すること。

ａ　別表２－１に定める清掃しない日が４日以上（~~集中治療室及び手術室については３日以上。~~以下同じ。）連続する場合に、臨時で清掃すること。

ｂ　清掃しない日が３日以上（~~集中治療室については２日以上~~）連続しないよう、清掃の日程を決定すること。

ｃ　臨時で清掃した日の翌日から、別表２－１に定める清掃しない日が４日以上更に連続する場合には、上記ｂに従い、臨時で清掃すること。

ｄ　実施時間については、別表２－１において土曜日の実施時間が設けられている場合は、それに従うこと。

なお、中央棟２階（集中治療室家族待合室内）並びに中央棟、西棟、東棟３階及び４階については、午前８時００分から午前１２時００分までとし、その他の施設については、実施時間を指定しない。

ｅ　栄養室、入院支援室、医療支援センター、医療情報サロン、入院受付、東棟２階から４階（臨床検査部、人工腎臓センター及びそれらと隣接する廊下及び便所を除く。）、事務室等の週単位で清掃する施設、職員食堂、患者家族用シャワー室及び院内学級その他連休中に使用しない施設については対象としない。

イ　実施方法

原則として、別表２－２のとおりとする。

なお、手術室及び滅菌室での実施方法については、別紙のとおりとする。

ウ　留意事項

受注者は、次に掲げる事項について留意して清掃すること。

(ｱ)　共用部分

玄関、玄関風除室、プロムナード及び廊下については、常時清潔を保つよう、巡回のうえ、体液等が飛散した場合等局所的に応急対応が必要な場合は、清掃を実施すること。発注者の求めがあった場合にも、速やかに対応すること。

(ｲ)　入院病棟

a　清掃開始前及び完了後は、当該病棟を管理する看護師長又はその代理の者に声を掛けること。

b　病室に入る際は、必ず扉をノックし（相部屋の場合はカーテンの前で声を掛け）、患者又はその関係者に清掃することについて了承を得たうえで、清掃すること。

c　病室内で患者の食事、診療その他所用がある場合には、病室に入室しないこと。

d　病室内の清掃時は、イス、衝立、ごみ箱及び床頭台等簡易に移動させることができるものは、これらを動かして清掃すること。ただし、床頭台に食器等の割れ物が置いてある場合には、これを移動させないこと。

e　患者又はその関係者が不在の場合には、清掃しないこと。また、清掃時、扉又はカーテンを開けて清掃すること。

f　患者の退院時は、新たに次の患者が入院するまでに清掃を完了するよう、速やかに対応すること。

g　東７Ａ及び総合周産期母子医療センター（東８Ａ及び東８Ｂ病棟をいう。以下同じ。）は、婦人科又は周産期医療施設につき、男性従業員を配置しないこと。女性従業員の休暇等により、やむを得ず男性従業員を配置せざるを得ない場合には、事前に当該病棟を管理する看護師長又はその代理の者に了承を得ること。

h　食堂・デイルームに設置してあるテーブル、イス及びゴミ箱を毎日清掃すること。

(ｳ)　外来病棟（廊下、待合室及び便所は除く。以下同じ。）

a　外来病棟については、発注者の求めが実施時間前であっても、体液等が飛散した場合等局所的に応急対応が必要な場合に限り、清掃すること。

b　各外来に設置している給水器については、平日は毎日清掃し、ノズル周辺に水垢が付着しないようにすること。また、その周辺の壁面も清掃すること。

(ｴ)　女性用更衣室及び便所については、男性従業員を配置しないこと。ただし、男女兼用便所については、この限りではない。

(ｵ)　手術室

ａ　手術室に配置される従業員は専任（専ら手術室を担当するものを言う。）とし、別表２－１に掲げる実施時間において、当該従業員は手術室に常駐すること。

ｂ　手術室では、多量の体液等が飛散するため、十分な感染対策を施したうえ、これらも対象として施設の清掃及び消毒を行うこと。

ｃ　従業員を変更する場合には、受注者において十分な引継ぎを行い、発注者に負担をかけないこと。

(ｶ)　浴室及びシャワールーム

浴室及びシャワールームのうち、次に掲げるものについては、利用時間を考慮のうえ、その利用に支障をきたさないよう清掃すること。

種類	場所	利用時間
当直室	中央棟４階並びに東棟地下１階、２階及び３階	毎日午後５時から
患者用浴室及びシャワー室	各入院病棟	平日午前１０時から
患者・家族用シャワー室	東棟１０階	平日午前１０時から

(ｷ)　プロムナード及び西棟屋上庭園

ａ　屋上庭園については、気象台の警報等により広島市中区で大雨又は強風時若しくは落雷の恐れがあるときは清掃しないものとする。

ｂ　庭園の植木等の剪定を行うこと。

ｃ　排水施設の機能を維持するために定期的に排水溝の清掃を行うこと。

ｄ　半年に一度程度、発注者の求めがあった場合、各所雑草除去を行うこと。

(ｸ)　事務室

西棟２階医療情報室、東棟１階医事課、１０階医事課分室及び医療情報管理区域並びに管理棟２階事務室及び施設係分室については、週に１回（土曜日又は日曜日）以上清掃すること。ただし、ごみの回収については、平日は毎日行うこと。なお、令和２年度内に西棟２階及び東棟１０階の改修工事を行う予定のため、改修中及び改修後の入室方法等について、別途発注者と受注者の協議により決定する。

(ｹ)　会議室及び講堂

各会議室（西棟４階小会議室及び管理棟４階会議室を除く。）については、週に１回以上、講堂については、月に２回以上清掃すること。

(ｺ)　倉庫

倉庫については、原則として、日常的な清掃は不要とするが、発注者の求め

があった場合には、週１回の頻度で清掃すること。

(ｻ)　東棟５階病棟光庭、職員棟屋上、北棟屋上

半年に１度程度、発注者の求めに応じて、各所雑草の除去を行うこと。

(ｼ)　院内外周清掃

建物を除く敷地及び病院外周の道路　ごみ（吸殻を含む）及び落ち葉の収集作業並びに雑草の除去（立体駐車場のつるの伐採を含む）作業

屋外庭園　上記の内容及び散水作業

東棟１階に設置された廃棄ダクト４か所　埃の除去作業（月に１回程度）

エ　清掃の対象外となる施設

(ｱ)　機械室及び電気室等の機械設備が設置された施設

(ｲ)　委託業者等が使用する施設（給食センター及び職員食堂を除く。）

⑶　定期清掃

本業務の各施設における実施頻度及び方法は、原則として、別表２－２のとおりである。ただし、実施日及び時間については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

なお、実施回数を定めていない事項は、期間内で１回以上実施することを示す。

⑷　定期ラウンド

月に１度、発注者と業務を管理する業務管理責任者が院内巡回を行い、清掃実施状況の報告を行うこと。

⑸　その他

ア　受注者は、次に掲げる事項に留意して清掃道具を管理すること。

(ｱ)　所定の場所に整理整頓のうえ、収納しておくこと。

(ｲ)　黒ずみや悪臭が発生しないよう、常に清潔に保ち、必要に応じて交換すること。

(ｳ)　部屋用、廊下用及び便所用等施設の衛生環境に応じて、清掃道具を分別すること。

イ　受注者は、患者が利用する施設については、殺菌消毒作業を併せて実施し、院内感染の予防に努めること。特に、便所のほか、患者の手が触れる部分（ドアノブ、手すり及びエレベーターのボタン並びにカウンター等）については念入りに清掃すること。

ウ　受注者は、玄関風除室、夜間出入口等の出入り口その他必要な場所に吸塵マットを配備し、汚れに応じて取り替えること。

エ　災害、事件事故又は設備の故障等により、建物が汚れた場合には、受注者は、速やかに清掃すること。

オ　患者が利用する備品及び施設等の瑕疵を発見した際は、すみやかに発注者に報告すること。

5　ごみの回収及び搬送

⑴　ごみの種別並びに回収及び搬送方法

受注者は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ（いずれも非感染性）を、各清掃場所に設置されているごみ箱から回収すること。

感染性廃棄物処理容器は、発注者が指定する場所から回収すること。有害ごみは、発注者から依頼されたときは回収すること。

ごみの回収日時及び発注者が指定する場所への搬送の方法については、別表３のとおりである。

なお、春の大型連休及び年末年始に臨時に業務を実施する場合があることに留意すること。

⑵　留意事項

受注者は、次に掲げる事項について留意して、ごみを回収及び運搬すること。

ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、医療法、広島市廃棄物の処理清掃に関する条例及び広島市立広島市民病院廃棄物処理要綱を遵守し、責任を持って取り扱うこと。

イ　可燃ごみ及び不燃ごみ用のポリ容器は定期的に水洗い及び消毒を行い、清潔を保つこと。

ウ　各ごみ箱には、発注者が指定するごみ袋を備えること。

なお、ごみ袋の費用は、受注者の負担とする。

エ　ごみの回収及び運搬を、台車を用いて実施する場合、ネット等で台車を覆い、台車からごみが溢れて散乱しないよう、対策すること。

⑶　感染性廃棄物の取扱い

ア　感染対策

受注者は、広島市立広島市民病院廃棄物処理要綱を遵守のうえ、感染対策に注意を払い、感染性廃棄物処理容器を回収及び運搬すること。

なお、感染性廃棄物処理容器の密封は、原則として、発注者が行うものとする。

イ　事故への対応

(ｱ)　注射針の誤入等を原因とする従業員の針刺事故が発生した場合には、受注者は速やかに発生状況を発注者へ文書により報告すること。

(ｲ)　事故が発生した場合の従業員の労働災害の取扱いについては、受注者及び発注者の協議により決定するものとする。

ウ　その他

感染性廃棄物処理容器に付属する金属製足踏みペダルについては、受注者は、発注者の求めに応じて各部署への配布及び回収すること。

6　当直室のベッドメイキング等

⑴　実施日時

本業務は、平日及び土曜日８時００分から午後４時００分までに清掃と併せて実施するものとし、受注者は、次に掲げる業務の実施に必要かつ十分な人員を配置すること。ただし、職員が使用している場合には、実施しない。

なお、春の大型連休及び年末年始に臨時に業務を実施する場合があることに留意すること。

⑵　実施場所

実施場所は、別表４のとおりである。

⑶　実施内容

ア　当直室及び仮眠室

受注者は、次に掲げる事項に留意して作業すること。

(ｱ)　原則として、敷布、包布及び枕カバーはすべて毎日交換すること（日曜日及び祝日を除く。）。日曜日及び祝日分（連休がある場合には、その連休期間中に必要となる分）をその前日に各部屋に配布すること。

なお、職員棟１階保安員室及び５階仮眠室については、原則として、敷布及び枕カバーは毎日、包布は週１回交換するものとする。

(ｲ)　当直室においては、使用したタオルの交換及び石鹸の補充を行うこと。

(ｳ)　中央棟９階仮眠室においては、ポットへ補水すること。

イ　保健室

原則として、敷布、枕カバー及び包布は週１回交換すること。

ウ　霊安室

原則として、敷布及び枕カバーは毎日交換し、包布は週１回交換すること。ただし、常に清潔に保つため、包布は必要に応じて交換すること。

７　医局給水器への補水等

⑴　実施日時

本業務は、平日午前８時００分から午前１２時００分までに実施するものとし、受注者は、次に掲げる業務の実施に必要かつ十分な人員を配置すること。

⑵　実施場所

実施場所は、別表５のとおりである。

なお、２階第１部長室、９階主任部長室１３及び１４、１０階仮設医局については、水回りがないことに留意すること。

⑶　実施内容

ア　ポットへの補水

イ　熱茶の補充

ウ　コップの洗浄

エ　タオル交換

８　試験管等洗浄及び運搬等

⑴　試験管等洗浄

ア　実施日時

本業務は、平日午前８時００分から午後３時００分までに実施するものとする。

イ　実施場所

実施場所は、臨床検査室、生理検査室及び病理検査室等である。

ウ　実施内容

各種検査用試験管、シャーレ及びビン類等を洗浄すること。

なお、使用する薬剤及び洗剤は、発注者の指示に従うこと。

⑵　物品搬送

ア　実施日時

本業務は、平日のうち、次に掲げる時間に実施するものとし、受注者は、次に掲げる業務の実施に必要かつ十分な人員を配置すること。

午前８時３０分から午前９時３０分まで

午前１１時００分から午前１２時００分まで

午後１時００分から午後２時３０分まで

午後４時００分から午後５時００分まで

なお、春の大型連休及び年末年始に臨時に業務を実施する場合があることに留意すること。ただし、東棟地下１階滅菌室の稼働日を考慮のうえ、実施すること。

イ　実施場所

総合周産期母子医療センター

ウ　実施内容

(ｱ)　総合周産期母子医療センター内の洗濯物及び器材等を洗濯室及び東棟地下１階滅菌室に搬送する。

(ｲ)　当該センター内の洗濯物及び器材等を整理及び消毒を行う。

なお、発注者の指示する作業着及びヘアキャップを着用すること。

９　その他

⑴　従業員は、業務の実施にあたり鍵を使用する場合には、使用者の氏名及び時間を明確にして、警備員室から鍵を受け取り、業務終了後は速やかに警備員室に鍵を返却すること。

⑵　受注者は、業務の完了後は、実施漏れの有無を必ず確認すること。

⑶　休憩は、発注者が指定した場所で行い、特に業務の途中で休憩するときは、機具資材を１箇所に整頓してから行うこと。